

# ベリーズ知的所有権庁 (指定官庁又は選択官庁)

## 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手数料	……………	附属書 BZ. I
委任状 (様式No. 2B)	……………	附属書 BZ. II

略語のリスト

国内官庁：	ベリーズ知的所有権庁
PA：	特許法 (Cap. 253)
PR：	2002年特許規則

指定（又は選択）官庁 BZ	ベリーズ知的所有権庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 BZ
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月 <sup>1</sup>	
要求される国際出願の翻訳文の言語	英語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方）・図面の中の説明・要約書  PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	出願人が様式PCT/I B/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合にのみ、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これはPCT第23条(2)に基づき出願人が国内段階の早期開始を明確に要求する場合に該当するであろう。	
国内手数料	通貨：ベリーズ・ドル（BZD）  特許について 出願手数料： <sup>2</sup> …………… BZD 300 最初の3年間についての年金…………… BZD 600  実用新案について 出願手数料／付与手数料： <sup>2</sup> …………… BZD 300	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） <sup>3</sup>	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 <sup>4</sup>  出願人が発明者でない場合には、出願人の特許を受ける権利を正当化する宣言書 <sup>4</sup>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続する資格を有する弁理士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	

- 1 出願人の書面による請求に基づき延長することができる。
- 2 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。
- 4 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 国内段階の手続

### BZ. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文における誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

PR Regulations 4

### BZ. 02 手数料（支払方法）

8

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書BZ. I に概説されている。

### BZ. 03 代理

公証及びアポストイル証明を受けた委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書BZ. II に示されている。

PA Sec.

28(2)

### BZ. 04 年金

年金は、国際出願日の最初の応当日及びその後の各年の応当日に支払わなければならない。出願人が期日までに年金を支払わなくても、期日後6箇月以内であれば、遅延支払の割増料を伴って支払うことができる。年金の額は附属書BZ. I に記載されている。

PA Sec.

55(11)

### BZ. 05 付与手数料

付与手数料は特許付与の前に支払わなければならない。この手数料の額は附属書BZ. I に記載されている。

PCT Art.

28

### BZ. 06 出願の補正及びその時期

41

国内段階においては、特許付与まで、いつでも補正をすることができるが、それによって出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

PA Sec.

19

PCT Art.

25

### BZ. 07 PCT第25条の規定に基づく検査

PCT Rule

51

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、決定の日から2箇月以内に最高裁判所に上訴することができる。

PA Sec.

62

PCT Art.

24(2)

### BZ. 08 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

48(2)

国内段階6.022から6.027項を参照。国際段階又は国内官庁に対する手続段階で出願人が期間を遵守しなかった場合、出願人は期間延長を請求することができる。この請求は国内官庁に対して行い、関係する事実を述べた宣誓供述書を添付しなければならない。更に特別手数料の支払を条件とする（附属書BZ. I 参照）。期間延長請求は期間の終了日前まで行うことができる。期間延長は、国内官庁が事情に応じて相当と考える期間について認められる。

PR Regulation

44

PA Sec.

59

知的所有権登録官は、正当な事情であると納得する場合、いずれかの利害関係人から書面による請求があれば、ベリーズ特許法に基づき、ベリーズ法及び規則に基づく行為又は手続の期間を延長する権限を有する。この期間延長は、対応する期間の経過後であっても認めることができる。登録官は、期間延長について、関係当事者に書面で通知する。

## 手数料

(通貨：ペリーズ・ドル)

### 特許

出願手数料	300
付与手数料	300

### 年金

－出願日の第1年目の応当日前に	100
－出願日の第2年目の応当日前に	200
－出願日の第3年目の応当日前に	300
－出願日の第4年目の応当日前に	400
－出願日の第5年目の応当日前に	500
－出願日の第6年目の応当日前に	600
－出願日の第7年目の応当日前に	700
－出願日の第8年目の応当日前に	800
－出願日の第9年目の応当日前に	900
－出願日の第10年目の応当日前に	1,000
－出願日の第11年目の応当日前に	1,100
－出願日の第12年目の応当日前に	1,200
－出願日の第13年目の応当日前に	1,300
－出願日の第14年目の応当日前に	1,400
－出願日の第15年目の応当日前に	1,500
－出願日の第16年目の応当日前に	1,600
－出願日の第17年目の応当日前に	1,700
－出願日の第18年目の応当日前に	1,800
－出願日の第19年目の応当日前に	1,900
年金の遅延支払割増料	100
期間延長手数料	50
特許の通信用あて名の登録，又は特許若しくはライセンスの通信用あて名の変更手数料	50
優先権回復手数料	150

### 実用新案

出願／付与手数料	300
----------	-----

### 手数料の支払方法

手数料は、ペリーズ・ドル又はペリーズ・ドルと兌換可能な外国通貨による相当額で支払わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号；国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の名前、並びに支払われる手数料の種類を記載しなければならない。手数料は、ペリーズ知的所有権庁を受取人（ペリーズ政府名義で裏書）とする小切手、銀行振替若しくは為替、又は国内官庁に現金支払若しくは銀行送金とすることができる（PR Regulations 4 and 8）。

PATENTS ACT (CAP. 253)

FORM NO. 2B

POWER OF ATTORNEY

I (We)

(Name and address)

do hereby authorize

to represent me(us) as applicant(s)  
in all proceedings related to the processing

of all my(our) patent applications

of international application No.

(check the applicable box)

before the Belize Intellectual Property Office and to make or receive payments on  
my(our) behalf.

Place:

Date:

Signature: